

利用できる制度一覧（身体障害者手帳4級～6級）

〔令和7年10月版〕 裏面あり

制度項目	制度内容 ※詳細は障がい福祉ガイドブックにて	対象条件及び該当等級	手続きする場所	必要なもの	注意事項
□ 所得税の障害者控除	障害者控除(27万円控除)	・身体障害者手帳3級～6級所持者	小田原税務署 (35-4511)		障害者控除は、手帳交付された年の年末調整や、公的年金等の受給者の扶養親族等報告書またはご自身で税申告をする際に控除申請を行ってください。
□ 住民税の障害者控除	障害者控除(26万円控除)	・身体障害者手帳3級～6級所持者	市民税課 (33-1351)		※手帳の申請から交付までに年をまたぐ場合は、9番市民税課にご相談ください。
□ 自動車・軽自動車税の減免	自動車税（種別割、環境性能割）減免 軽自動車税（種別割）減免	・身体障害者該当等級はガイドブック参照 ・身体障害者該当等級はガイドブック参照	小田原県税事務所 (合同庁舎2階 32-8000) 市税総務課 (33-1343)	□身体障害者手帳 □運転免許証 □車検証 ※その他状況によりご用意いただくものがありますので、 詳細については、県税事務所にお問い合わせください。（自動車税）	※障がい者1人につき1台のみ。営業車は対象外。 ※自動車税（軽自動車税）の減免を受けた方は、 福祉タクシー券の交付を受けることができません。 ※軽自動車の申請期間は、納税通知書送付後(5月初旬)～納期限(5月末)。
□ 有料道路通行料の割引	有料道路通行料5割引	身体障害者手帳所持者 (1種、2種で対象となる自動車の範囲が異なる) 1種⇒本人が運転、あるいは介護者が運転し本人が同乗するとき 2種⇒本人が自動車を運転するとき	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 (33-1446)	□身体障害者手帳 □車検証（A5版の電子車検証の場合、同時発行の「自動車検査証記録事項」も必要） □運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ） □割賦契約書又はリース契約書（ローン又は長期リースの場合のみ） ETC利用の方（上記に加えて） □ETCカード（満18歳以上は障がい者本人名義。 未成年の場合は親権者名義） □ETC車載器セットアップ申込書・証明書	1種：本人が運転、あるいは介護者が運転し、障がい者が同乗する 自動車等で障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟、姉妹、同居の 親族等が所有するもの 2種：身体障がい者本人が運転する自動車等で障がい者本人、 配偶者、子、孫、兄弟、姉妹、同居の親族等が所有するもの ※最長2年更新で、期限満了の2か月前から更新の手続きが可能です。 ※ローンを完済されている場合は、車検証の所有者の名義変更を行って から手続きをしてください。
□ J R、公営・民営鉄道、地下鉄運賃の割引	乗車運賃5割引 詳細はガイドブック参照	身体障害者手帳所持者 (1種、2種で対象となる範囲が異なる) 詳細はガイドブック参照 1種⇒本人のみ、あるいは介護者が同伴して乗車するとき 2種⇒本人のみ乗車するとき	各交通機関窓口	□身体障害者手帳	※利用方法については、各鉄道会社にお問い合わせください。
	定期5割引	1種⇒本人が12歳未満（小児）の場合の介護者 本人が12歳以上の場合、本人・介護者とも 2種⇒本人が12歳未満（小児）の場合の介護者			
□ バス運賃の割引	乗車運賃5割引 定期（12歳以上のみ）3割引	身体障害者手帳所持者 (1種、2種で対象となる範囲が異なる) 1種⇒本人のみ、あるいは介護者が同伴して乗車するとき 2種⇒本人のみ乗車するとき	手続き不要 ※バス乗車時に手帳を 提示してください。		※詳しくは各バス会社に確認してください。 ※運賃割引者証（バス券）の発行を希望する場合は、身体障害者手帳を お持ちになって、障がい福祉課の窓口までお越しください。
□ NHK放送受信料の減免	全額免除 半額免除	・身体障害者手帳をお持ちの方のいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税の場合 世帯主が次の障害の程度で、受信契約者である場合 ①視覚障がい者（1～6級） ②聴覚障がい者（1～6級） ③肢体不自由（1・2級） ④内部障がい者（1・2級）	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 (33-1446)	□身体障害者手帳 □認印	※NHK視聴者コールセンター 0570-077-077
□ 携帯電話基本使用料の割引	基本使用料や通信料等割引	身体障害者手帳所持者 (契約者が障がい者本人の場合に限る)	各店舗		※ご利用の携帯電話会社等へお問い合わせください。
□ レンタカー使用料の割引	各社にお問い合わせください	身体障害者手帳所持者	ご利用のレンタカー 各社		※事前に各社へお問い合わせください。
□ 公共・文化施設の利用料等の割引	各施設にお問い合わせください	身体障害者手帳所持者	各施設		※事前に各施設へお問い合わせください。

利用できる制度一覧（身体障害者手帳4級～6級）

〔令和7年10月版〕 裏面あり

制度項目	制度内容 ※詳細は障がい福祉ガイドブックにて	対象条件及び該当等級	手続きする場所	必要なもの	注意事項
<input type="checkbox"/> 補装具の交付・修理について	基準となる額までの1割が自己負担 (市民税非課税世帯は無料) 障がいの種類によって交付できる 補装具が異なるので要相談	身体障害者手帳持者 ※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は製作・修理前	障がい福祉課 窓口 担当：障がい者支援係 (33-1468)	□身体障害者手帳 □見積書 □医師の意見書(補装具の種類に応じて) □公的年金等の金額を確認できる書類(市民税非課税の方のみ) □個人番号カードまたは通知カード	※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は製作・修理前に行ってください。(事後は対象外。) ※労働災害事故による障がいの場合は労働基準監督署へ問い合わせ
<input type="checkbox"/> 日常生活用具費の給付	基準となる額までの1割が自己負担 (市民税非課税世帯は無料)	品目・対象者はガイドブック巻末の別表参照 ※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は購入前	障がい福祉課 窓口 担当：障がい者支援係 (33-1468)	□身体障害者手帳 □見積書 □購入希望用具のカタログ(コピー可。 <u>ストマ</u> 以外は基本的に提出) □公的年金等の金額を確認できる書類(市民税非課税の方のみ)	※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※18歳未満を対象とした給付には、所得制限はありません。 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は購入前(購入後の申請は対象外)
<input type="checkbox"/> 駐車禁止の規制対象からの除外	①道路標識等で駐車禁止されている 場所 ②パーキングメーター又は パーキングチケット設置区間	視覚障がい1～3級及び4級の1 聴覚障がい2、3級／平衡機能障がい3級 上肢障がい1級、2級の1、2級の2 下肢障がい1～4級、体幹障がい1～3級、内部障がい1～3級 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい1～3級	小田原警察署交通課 (32-0110)	□障害者手帳の写し(確認のため原本必要) □障がい者本人の住民票	※代理申請される場合は、他に書類を求められることがあるため、事前に電話で確認が必要。

※詳しい制度の内容や記載事項以外の制度・サービス等については、障がい福祉ガイドブックをご覧ください。

